

## 希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議 第1回会合 議事概要

平成23年11月18日(金) 13:30~16:30  
経産省別館 8F 825 会議室

### (1) 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について

(特に意見なし)

### (2) 希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令(国内・海外)について

金子委員:資料2-1-③について、ネットオークションの場合、出品者だけではなく、運営会社にも責任があるだろう。複雑な法律で対象種も莫大であり、運営者が出品をチェックできるのか問題だ。

### (3) 希少野生生物の国内流通管理の現状について

(特に意見なし)

### (4) 希少野生生物の国内流通管理に関する課題について

#### 1. 規制の範囲について

##### ①流通規制の対象について

石原委員:例えば爬虫類の卵など、水際規制されているのに国内流通は規制がされていないものや、クマやウミガメなど国内で捕獲された個体が規制から外れるものがあるのは問題ではないか。また、附属書Ⅱ掲載種だがインドホシガメなど飼育繁殖は難しいはずだが多くの店で見られる。違法に輸入されたものには対応が必要だ。

金子委員:水際規制をすり抜けて国内に入ってきたものが、後で違法に輸入されたものだとわかった場合にするか。今の法律では無理だろうが、種の保存法で担保するのがよい。事前確認制度は非常に有効なので死守して欲しい。

石井委員:附属書Ⅱ、Ⅲに対する国内施策追加としては、外為法で対応できるのであればそれでもよく、カバーできないものがあるなら種の保存法で規制を考える余地があると思う。明白な保全上の問題や状況改善が必要でない限り、穴を全てふさがなければならないというものでもないと思う。

##### ②所持行為の取扱いについて

石原委員:これまで所持規制ができない事が、法施行上の足かせになっている事例が多々あった。新しい考え方として単純所持規制も念頭に入れてはどうか。善意の第三者との線引きが難しいが、違法に扱われたものも引き続き所持ができる

状態が弱点になっている。

磯崎委員：財産権については憲法から直接来ており、自然保護関係の区域指定制度の法律にも財産権の尊重は含まれる。種の保存法以外で所持規制、没収できるものがあり、野生動植物の場合にも使われている。違法輸入は当然関税法違反になり、刑事裁判で判決に基づいて没収できる。ただし、生きている動植物のようにできるだけ早く何らかの処置があるものには役立たないので、種の保存法の中で規定があれば対応できるだろう。

金子委員：違法取引に対して有効なその他の対策や、全般的に罰則を厳しくすればいいのではないか。

石井委員：単純所持を規制にするのは難しくても、違法に所持したものを規制できる仕組みができないか。

磯崎委員：没収するまでに裁判を通じた判決を待たないといけないのが今の日本の法制度だが、単純所持禁止であれば、没収された人が不服の時は裁判を起こして所持の合法性を立証することになるため、没収までにかかる時間を短くできる。

## 2. 国際希少種の個体等の登録制度について

### ①届出及び返納について

小宮委員：ある程度寿命がわかっている種については、登録後の期間と寿命との関係を確認するための科学的データを集めておくことも必要ではないか。

堀委員：個体識別のためのスキームが必要ではないか。

### ②審査方法について

小宮委員：マイクロチップは死ねば個体から取り出せ、別の個体に入れられる。悪意があるのはきりがなく、やはり罰則強化が一番良いのではないか。

石原委員：事前に飼育繁殖施設を審査し、そこで繁殖したものは簡単な書類で審査するという方法もあるのではないか。

石井委員：登録の際に、種によって特定の情報がなければ登録不可とするなど、ある程度必要な情報を求める事が出来る権限を強めるのが1つの方法ではないか。

### ③登録の取り消し等について

石井委員：現在でも虚偽申請は対応できるとのプロセスを明確化する必要があるのではないか。

### ④種の同定について

金子委員：雑種については、ワシントン条約ではどちらかの親が対象になっていれば対象となる。種の保存法でも対象にするのが適当ではないか。

堀委員：ライガーはライオンとトラを掛け合わせだが、トラが附属書Iに入っているの

で附属書 I 扱いにするというのが経済産業省の見解だ。これらの取扱い方についても検討した方がよい。

小宮委員：希少種の雑種化は種の保存の考え方に反するので、希少種を使って雑種を作るのも規制した方がいいかと思う。

石原委員：同定が難しいものをルックアライクで規制するという考え方がある。対象種が増えるのはあまり好ましくないが、同定が難しいものについては厳しくするという考え方はあると思う。輸入時と国内流通との規制はなるべく規制が一致した方が良いのではないか。

石井委員：具体例に即して必要な対策をとっていくのがよい。交雑種はすべからず規制するというものでもないだろう。

### 3 罰則等について

#### ① 罰則について

石原委員：罰則の強化という点については、皆さん同意されているのではないか。

磯崎委員：この法律では金銭罰に限られているが、鳥獣法の罰則規定には没収規定が入っているのので、類似した規定をこちらにも入れることができるのではないか。新たな罰則規制の可能性と、入れることで違法な行為への抑止力については検討事項である。違法である事が確認されれば没収できるという規制で十分かどうかという整理で所持規制とつながる話だと思う。

#### ② 事業者に対する規制について

石原委員：個人で繁殖させて販売している人もいるだろうが、大部分は種の保存法での届け出や登録によって改善されるのではないかと感じる。それぞれの法の目的があり、動物愛護管理法では動物取扱業の登録もあるが、種の保存法の目的とは異なる。双方で出来るか判らないが、それも考えるとよいし、動物愛護管理法で業登録の取り消しになったら種の保存法でも取り消しになるなど、法律間の連動も 1 つの考え方と思う。

石井委員：特定国際希少種では事業者は届け出制になっており、今は義務違反で 3 カ月以下の業務停止だが、登録制にして、違法行為に対して取り消しや業務停止命令が可能となる。

### (5) その他

(特になし)